

2第22号議案

令和3年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項

について

のことについて、令和3年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項を定めたいので、別紙案を添えて請議します。

令和2年8月4日提出

教育長 長谷川 洋

説明

この案を提出するのは、令和3年度愛知県公立高等学校入学者選抜を実施するに当たって、入学者選抜方法の基本方針及び基本事項を定める必要があるからである。

令和3年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び 基本事項（案）

第1 基本方針

- 1 中学校教育の発展と充実に資するようにする。
- 2 高等学校教育を受けるに足る能力・適性を合理的に判定できるようにする。
- 3 定時制課程及び通信制課程においては、その実態に即し、簡素でしかも適正な方法によって選抜するようにする。

第2 基本事項

1 全日制課程一般選抜及び推薦選抜

全日制課程の全ての高等学校・学科において、一般選抜及び推薦選抜を実施する。

(1) 一般選抜への出願

ア 普通科は、尾張学区・三河学区の2学区とする。尾張学区については、学区内の全ての高等学校を第1群・第2群の二つの群に分け、第1群・第2群の双方に属する1・2群共通校を設ける。三河学区については、学区内の全ての高等学校を三河群とする。

また、尾張学区、三河学区ともに、各群を更にA・B二つのグループに分ける。

イ 専門学科及び総合学科は、全県1学区とし、県内の全ての高等学校をA・B二つのグループに分ける。

ウ 入学志願者は、A・Bグループのいずれか一方、又は双方の高等学校へ出願することができる。ただし、異なる群に属する普通科の2校へは出願することができない。

エ 入学志願者は、第1志望校、第2志望校のいずれか1校1学科に限り、志願変更することができる。ただし、普通科間の志願変更においては、同一群内に限り認める。

また、志願変更を行う場合は、志望順位の変更を認める。ただし、志望順位のみの変更はできない。

(2) 推薦選抜への出願

ア 推荐選抜に出願することのできる者は、志願先の高等学校の一般選抜に第1志望として出願する者のうち、次の(ア)から(リ)までの条件を満たし、卒業見込みの中学校若しくは義務教育学校の校長又は前期課程修了見込みの中等教育学校の校長（以下「出身中学校長」という。）の推薦を得た者とする。

(ア) 令和3年3月に中学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者
又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であること。

(イ) 普通科については、当該学科を志望する意志が強く、動機・理由が
明白・適切であること。

専門学科及び総合学科については、当該学科を志望する動機・理由
が明白・適切であり、当該学科に対する適性及び興味・関心を有する
こと。また、体育に関する学科については、運動の分野において顕著
な活躍をした者であること。

(ウ) 人物及び学習成績が優れていること。

イ 推薦選抜に出願した入学志願者は、第1志望の高等学校又は学科につ
いては、志願変更することができない。

なお、第2志望の高等学校又は学科については、志願変更するこ
とができる。ただし、志願順位を変更することはできない。

(3) 学力検査

ア 推薦選抜に出願した者を含む入学志願者全員に対し、学力検査を行う。

イ 出題教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。た
だし、外国語（英語）は、聞き取り検査を含む。

ウ 中学校学習指導要領における各教科の目標に即し、基礎的・基本的な
事項について出題する。その際、思考力、判断力、表現力等を適切に測
ることができるよう配慮する。

エ 実施期日は、Aグループ、Bグループの順とし、別の期日に行う。

オ 検査時間は、国語、社会、数学及び理科はそれぞれ45分、外国語（英
語）の聞き取り検査は10分程度、筆記検査は40分とする。

カ 配点は、各教科それぞれ22点とし、合計110点とする。

(4) 面接

ア 入学志願者全員に対し、面接を行う。

なお、推薦選抜の面接は、一般選抜のみに出願した者とは別に行う。

ただし、一般選抜の面接を兼ねることとする。

イ 推薦選抜に出願した入学志願者に対しては、自己の特性などを1分間
程度で答えさせる質問等を行う。

(5) 特別検査

デザイン科（名古屋市立工芸高等学校のみ）、スポーツ科学科、音楽科
及び美術科への入学を志願する者に対しては、学力検査及び面接のほかに
特別検査を行う。

また、推薦選抜において国際英語科及び国際教養科への入学を志願する

者に対しては、高等学校長が必要と認めた場合は、愛知県教育委員会に届け出て、特別検査を行うことができる。

(6) 入学者の選抜及び合格者の決定

各高等学校においては、まず、推薦選抜における合格者を決定する。また、海外帰国生徒にかかる入学者選抜並びに外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜の実施校にあっては、当該選抜における合格者を決定する。その後、一般選抜における合格者を決定する。

ア 推薦選抜における合格者の決定

高等学校長は、次のとおり推薦選抜における合格者を決定する。

(ア) 普通科の推薦選抜における合否の判定は、出身中学校長から提出された推薦書、調査書、その他必要な書類の内容及び面接等の結果を資料として、次のいずれかの選抜基準に基づき、総合的に行う。その際、学力検査の成績は用いない。

- ① 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習の時間における活動を含む。）のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者
- ② 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者
- ③ 人物が優れており、調査書の「学習の記録」が優秀で、学習活動において他の模範となる者

なお、選抜基準③による選抜を実施するかどうかは、高等学校長が決定する。

また、高等学校長は、合否の判定に当たって、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立った適切な基準を設けることとする。

選抜基準③、①及び②に該当する合格者数の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の10%程度から15%程度とする。ただし、選抜基準③に該当する合格者数は、選抜基準③及び④に該当する合格者数の合計の50%以下とし、選抜基準④に該当する合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員のおおむね5%とする。

(イ) 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉、理数、体育、外国語、国際教養に関する学科及び総合学科の推薦選抜における合否の判定は、出身中学校長から提出された推薦書、調査書、その他必要な書類の内容及び面接等の結果を資料として、次のいずれかの選抜基準に基づき、総合的に行う。その際、学力検査の成績は用いない。

なお、特別検査を実施する学科にあっては、その結果も資料に加える。

- ⑦ 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習の時間における活動を含む。）のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者
 - ⑧ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者
 - ⑨ 人物が優れており、調査書の「学習の記録」が優秀で、学習活動において他の模範となる者
 - ⑩ 農業、工業、商業、水産、家庭、看護及び福祉に関する学科においては、人物が優れており、進路希望が明確で、将来、当該学科に関する職業に就く意志を有する者
- ただし、福祉に関する学科については、将来、介護福祉士等の社会福祉に関する資格を取得する意志を有する者、また、看護に関する学科については、将来、看護師の資格を取得する意志を有する者を含む。

なお、選抜基準⑦による選抜を実施するかどうかは、高等学校長が決定する。

また、高等学校長は、合否の判定に当たって、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立った適切な基準を設けることとする。

選抜基準⑦、⑧、⑨及び⑩に該当する合格者数の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の30%程度から45%程度とする。ただし、選抜基準⑦に該当する合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員のおおむね5%とする。

(ウ) 音楽及び美術に関する学科の推薦選抜における合否の判定は、出身中学校長から提出された推薦書、調査書、その他必要な書類の内容、面接及び特別検査等の結果を資料として、次のいずれかの選抜基準に基づき、総合的に行う。その際、学力検査の成績は用いない。

- ⑦ 人物が優れており、当該学科の分野で優れた能力・適性及び実績等を有する者
- ⑧ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者

なお、高等学校長は、合否の判定に当たって、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立った適切な基準

を設けることとする。

選抜基準②及び④に該当する合格者数の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の30%程度から45%程度とする。ただし、選抜基準③に該当する合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員のおおむね5%とする。

イ 一般選抜における校内順位及び合格者の決定

(ア) 一般選抜における校内順位の決定

高等学校長は、推薦選抜、海外帰国生徒にかかる入学者選抜並びに外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜において合格とならなかつた受検者を含めて、次の方法により、一般選抜における校内順位を決定する。

a 受検者を次の手順により、「A」及び「B」に分ける。

(a) 評定得点及び学力検査合計得点を、次のとおりとする。

評定得点は、調査書の「学習の記録」の評定合計（最高45）を2倍した数値とし、その最高を90点とする。ただし、スポーツ学科、音楽科、美術科、国際英語科及び国際教養科については傾斜配点を行い、スポーツ科学科については保健体育の評定を1.5倍、音楽科については音楽の評定を1.5倍、美術科については美術の評定を1.5倍、国際英語科及び国際教養科については外国語の評定を1.5倍する。

学力検査合計得点は、学力検査を実施する5教科の得点の合計点とし、その最高を110点とする。ただし、国際英語科及び国際教養科については傾斜配点を行い、外国語（英語）の配点及び得点を1.2倍する。

(b) 評定得点及び学力検査合計得点による分布表を作成し、評定得点の累積人数及び学力検査合計得点の累積人数がともに各高等学校の定める基準人数内にある者について、その他の入学者選抜の資料を総合的に判断した上で、この者を「A」とする。

なお、基準人数は、各高等学校・学科の募集人員から推薦選抜及び特別選抜の合格者数を減じた人数を原則とする。

(c) 上記「A」に属さない全ての受検者を「B」とする。

b 一般選抜における校内順位の決定は、「A」、「B」の順序で、次の資料により、総合的に行う。その際、次の(a)から(d)までのうち、特に(a)の調査書の記載事項を十分に尊重する。

(a) 調査書の記載事項

- (b) 学力検査の成績
- (c) 面接等の結果
- (d) 特別検査の結果（実施する学科のみ）、自己申告書（提出者のみ）、その他提出書類の記載内容

ただし、「B」における順位の決定については、各高等学校があらかじめ選択した次のⅠ、Ⅱ、Ⅲのいずれかの方式によって得られた数値を基礎資料とした上で、これと上記の資料により、総合的に行う。

$$\begin{aligned} \text{I} &= (\text{評定得点}) + (\text{学力検査合計得点}) \\ \text{II} &= \{(\text{評定得点}) \times 1.5\} + (\text{学力検査合計得点}) \\ \text{III} &= (\text{評定得点}) + \{(\text{学力検査合計得点}) \times 1.5\} \end{aligned}$$

(4) 一般選抜における合格者の決定

愛知県教育委員会は、各高等学校において決定した一般選抜における校内順位に基づき、一般選抜の合格候補者を次のように決定する。

受検者の一般選抜における校内順位が、第1志望校、第2志望校とも募集人員から推薦選抜及び特別選抜の合格者数を減じた人数内にあるときは、第1志望校の合格候補者とする。これに伴い、第2志望校においては、第1志望校の合格候補者となった受検者に相当する数を、当該校を志望校とした受検者の中から繰り上げて合格候補者とする。

高等学校長は、愛知県教育委員会が作成・配付した合格候補者等名簿を基に、一般選抜における合格者を決定する。

(7) 合格者の発表

高等学校長は、A・Bグループとも同一期日に、推薦選抜と一般選抜をあわせて合格者を発表する。

2 全日制課程特別選抜

全日制課程の一部の高等学校・学科において、特別選抜を実施する。

(1) 海外帰国生徒にかかる入学者選抜

ア 愛知県立中村高等学校普通科、愛知県立豊田西高等学校普通科、愛知県立豊橋東高等学校普通科、名古屋市立名東高等学校国際英語科、愛知県立千種高等学校国際教養科及び愛知県立刈谷北高等学校国際教養科において、各高等学校・学科の募集人員の一部を定員として、海外帰国生徒にかかる入学者選抜（以下「海外帰国生徒選抜」という。）を実施する。

定員は、普通科は当該高等学校・学科の募集人員の10%程度まで、専門学科は当該高等学校・学科の募集人員の30%程度までとする。

イ 出願

(ア) 海外帰国生徒選抜に出願することのできる者は、次の a から c までの全てに該当する者とする。

a 原則として継続して 2 年以上海外に保護者とともに在住していた者であること。

b a の在住期間中、学校教育法施行規則第 95 条第 1 号又は第 2 号に規定する学校教育を修めた者であること。

c 平成 31 年 3 月 1 日以後に海外から帰国した者であること。

(イ) 海外帰国生徒選抜に出願する高等学校・学科を第 1 志望として、一般選抜にも出願するものとする。

また、一般選抜において第 2 志望校へ出願することができる。

(ウ) 海外帰国生徒選抜と推薦選抜を併願することはできない。

(エ) 海外帰国生徒選抜に出願した高等学校・学科を変更することはできない。

なお、一般選抜において第 2 志望校へ出願した場合は、第 2 志望の高等学校又は学科を変更することができる。ただし、志望順位を変更することはできない。

ウ 学力検査

入学志願者全員に対し、学力検査を行う。

なお、学力検査の出題教科及び問題等は、一般選抜と同じとする。

エ 面接

入学志願者全員に対し、面接を行う。

なお、海外帰国生徒選抜の面接は、他の選抜の受検者とは別に行う。

ただし、一般選抜の面接を兼ねることとする。

オ 入学者の選抜及び合格者の決定

入学者の選抜は、調査書等提出された書類の内容並びに学力検査のうち国語、数学及び外国語（英語）の成績並びに面接等の結果を資料として行う。

合否の判定に際して、高等学校長は、海外帰国生徒の事情に配慮しつつ、総合的に判断し、合格者を決定する。

カ 合格者の発表

一般選抜及び推薦選抜と同一期日に合格者を発表する。

(2) 外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜

ア 愛知県立名古屋南高等学校普通科、愛知県立小牧高等学校普通科、愛知県立東浦高等学校普通科、愛知県立衣台高等学校普通科、愛知県立安

城南高等学校普通科、愛知県立豊田工科高等学校工業科、愛知県立豊川工科高等学校工業科、愛知県立中川商業高等学校商業科、愛知県立岩倉総合高等学校総合学科、愛知県立知立高等学校総合学科及び愛知県立豊橋西高等学校総合学科において、各高等学校・学科の募集人員の一部を定員として、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜（以下「外国人生徒等選抜」という。）を実施する。

定員は、当該高等学校・学科の募集人員の5%程度までとする。

イ 出願

(ア) 外国人生徒等選抜に出願することのできる者は、次のa及びbのいずれにも該当する者とする。

a 外国籍を有する者又は保護者が中国等引揚者である者など特別な事情があると認められる者

b 小学校第4学年以上の学年に編入学した者若しくは第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者又は入国後の在日期間が6年以内の者

(イ) 外国人生徒等選抜に出願する高等学校・学科を第1志望として、一般選抜にも出願するものとする。

また、一般選抜において第2志望校へ出願することができる。

(ウ) 外国人生徒等選抜と推薦選抜を併願することはできない。

(エ) 外国人生徒等選抜に出願した高等学校・学科を変更することはできない。

なお、一般選抜において第2志望校へ出願した場合は、第2志望の高等学校又は学科を変更することができる。ただし、志望順位を変更することはできない。

ウ 学力検査

入学志願者全員に対し、学力検査を行う。

外国人生徒等選抜の学力検査については、国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容とし、一般選抜の学力検査とは別に行う。

なお、問題の漢字にはルビを付し、外国語（英語）の聞き取り検査は行わない。

エ 面接

入学志願者全員に対し、面接を行う。

なお、外国人生徒等選抜の面接は、個人面接とする。ただし、一般選抜の面接を兼ねることとする。

オ 入学者の選抜及び合格者の決定

入学者の選抜は、調査書等提出された書類の内容、外国人生徒等選抜の学力検査の成績及び面接等の結果を資料として行う。

合否の判定に際して、高等学校長は、外国人生徒及び中国帰国生徒等の事情に配慮しつつ、総合的に判断し、合格者を決定する。

カ 合格者の発表

一般選抜及び推薦選抜と同一期日に合格者を発表する。

(3) 連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜

ア 愛知県立福江高等学校普通科、愛知県立新城有教館高等学校作手校舎人と自然科、愛知県立田口高等学校普通科及び林業科において、一般選抜に先立って、連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）を実施する。

イ 出願

連携型選抜に出願することのできる者は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者とする。

(ア) 愛知県立福江高等学校普通科においては、田原市立福江中学校に在籍し、令和3年3月に田原市立福江中学校を卒業見込みの者

(イ) 愛知県立新城有教館高等学校作手校舎人と自然科においては、新城市立作手中学校に在籍し、令和3年3月に新城市立作手中学校を卒業見込みの者

(ウ) 愛知県立田口高等学校普通科及び林業科においては、設楽町立設楽中学校、設楽町立津具中学校、東栄町立東栄中学校、豊根村立豊根中学校（以下「連携中学校」という。）のいずれかに在籍し、令和3年3月に連携中学校を卒業見込みの者

ウ 面接等

入学志願者全員に対し、面接及び「中高連携のもとに行われる学習のまとめ」の発表を行う。

エ 入学者の選抜及び合格者の決定

入学者の選抜は、提出された書類の内容及び面接等の結果を資料として行う。

合否の判定に際して、高等学校長は、連携型中高一貫教育の趣旨を踏まえて総合的に判断し、合格者を決定する。

オ 合格者の発表

一般選抜の出願期日に先立って、合格者を発表する。

3 定時制課程

定時制課程の全ての高等学校・学科において、入学者選抜を前期選抜及び後期選抜の2回に分けて実施する。

(1) 出願

ア 入学志願者は、前期選抜、後期選抜のそれぞれについて、1校1学科に限り出願することができる。

イ 前期選抜は、全日制課程一般選抜、推薦選抜、海外帰国生徒選抜、外国人生徒等選抜及び通信制課程前期選抜と併願することはできない。

ウ 入学志願者は、前期選抜、後期選抜のそれぞれについて、定時制課程において1回に限り志願変更することができる。

(2) 入学検査

ア 前期選抜及び後期選抜の入学志願者全員に対し、作文及び面接を行う。

ただし、高等學校長が必要と認めた場合は、愛知県教育委員会に届け出て、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて基礎学力検査を実施し、その成績を合否判定の資料に加えることができる。

イ 基礎学力検査は、国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容とし、検査時間は45分とする。

ウ 作文の配点は20点とする。基礎学力検査を実施する場合、その配点は30点とする。

(3) 入学者の選抜及び合格者の決定

ア 入学者の選抜は、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて、次の資料により行う。その際、次の(ア)から(オ)までのうち、特に(ア)の調査書の記載事項を十分に尊重する。

(ア) 調査書の記載事項

(イ) 作文の結果

(ウ) 面接等の結果

(エ) 基礎学力検査の成績（実施する高等学校のみ）

(オ) 自己申告書の記載内容（提出者のみ）

イ 合否の判定に際して、高等學校長は、総合的に判断し、合格者を決定する。

(4) 前期選抜の合格者は、令和3年度愛知県公立高等学校入学者選抜における定時制課程後期選抜及び通信制課程後期選抜に出願することはできない。

4 通信制課程

通信制課程の全ての高等学校・学科において、入学者選抜を前期選抜及び

後期選抜の2回に分けて実施する。

(1) 出願

ア 入学志願者は、前期選抜、後期選抜のそれぞれについて、1校1学科に限り出願することができる。

イ 前期選抜は、全日制課程一般選抜、推薦選抜、海外帰国生徒選抜、外国人生徒等選抜及び定時制課程前期選抜と併願することはできない。

(2) 入学者の選抜及び合格者の決定

ア 入学者の選抜は、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて、調査書、自己申告書（提出者のみ）等の審査により行い、高等学校長が合格者を決定する。

イ 高等学校長は、合否判定のための十分な資料を得るため、愛知県教育委員会に届け出て、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて、作文及び面接又はそのいずれかを行うことができる。

(3) 前期選抜の合格者は、令和3年度愛知県公立高等学校入学者選抜における定時制課程後期選抜及び通信制課程後期選抜に出願することはできない。

(別紙)

令和3年度の愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）における
通学区域並びに群及びグループ分けについて

令和2年度からの変更

募集の停止

愛知県立瀬戸窯業高等学校 総合ビジネス科

- 1 普通科の通学区域並びに群及びグループ分けについては、別表Ⅰのとおりとする。
- 2 専門学科及び総合学科の通学区域並びにグループ分けについては、別表Ⅱのとおりとする。

(注) 別表Ⅰ及び別表Ⅱの高等学校名等は、令和2年度募集公告に基づく。ただし、令和3年度より県立の工業高等学校が「工科高等学校」に校名を変更するため、また、愛知県立新城東高等学校作手校舎が愛知県立新城有教館高等学校作手校舎となるため、別表Ⅱのように記載した。

別表Ⅰ 全日制課程普通科（下線の付いた高等学校は1・2群共通校）

全 日 制 課 程 普 通 科 の 通 学 区 域					
尾 張 学 区		三 河 学 区			
地 域	高 等 学 校 名				
尾張学区	名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稻沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡、知多郡				
三河学区	豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、田原市、みよし市、額田郡、北設楽郡				
群	尾 張 第 1 群	尾 張 第 2 群	三 河 群		
A グ ル ー プ	旭丘、惟信、 <u>松蔭</u> 、昭和、 熱田、豊明、日進西、 犬山南、江南、小牧、 <u>一宮北</u> 、 <u>一宮南</u> 、 <u>尾西</u> 、 津島、海翔、半田東、 常滑、 <u>内海</u> 、 市立緑、市立名東 (20校)	明和、 <u>松蔭</u> 、名古屋南、 瀬戸西、春日井、春日井西、 高蔵寺、長久手、新川、 一宮、 <u>一宮北</u> 、 <u>尾西</u> 、 津島、津島北、稻沢東、海翔、 常滑、東海南、大府、 <u>内海</u> 、 市立向陽、市立山田 (22校)	衣台、豊田北、豊田南、 加茂丘、足助、岡崎、岡崎西、 岩津、刈谷、安城、西尾東、 一色、高浜、豊丘、豊橋南、 福江、国府、御津 (18校)		
B グ ル ー プ	名古屋西、中村、鳴海、 天白、 <u>春日井東</u> 、日進、 東郷、 <u>犬山</u> 、尾北、 <u>小牧南</u> 、 丹羽、一宮西、 <u>木曽川</u> 、 美和、半田、 <u>大府東</u> 、 阿久比、東浦、武豊、 市立菊里、市立富田 (21校)	千種、守山、瑞陵、瀬戸、 <u>春日井東</u> 、春日井南、旭野、 <u>犬山</u> 、 <u>小牧南</u> 、西春、 一宮興道、 <u>木曽川</u> 、津島東、 美和、五条、横須賀、 <u>大府東</u> 、 阿久比、 <u>東浦</u> 、 <u>武豊</u> 、 市立桜台、市立北 (22校)	豊田西、豊田、豊野、松平、 三好、岡崎北、幸田、碧南、 刈谷北、安城東、安城南、 西尾、吉良、知立東、時習館、 豊橋東、成章、小坂井、 蒲郡東、田口 (20校)		

[市郡名は令和元年9月1日現在]

(補足) 下の表の居住地欄の地域に居住する者は、それぞれ学区内の高等学校に加え、学区外で通学可能な高等学校欄に掲載した高等学校に通学することができる。

居 住 地	学区外で通学可能な高等学校
大府市及び豊明市	刈谷、刈谷北、知立東
知多郡東浦町	刈谷、刈谷北、知立東、高浜
日進市及び愛知郡東郷町	豊田西、衣台、豊田、三好
刈谷市及び知立市	豊明、大府、大府東、東浦
高浜市	東浦
豊田市及びみよし市	日進、日進西、東郷
知多郡南知多町篠島及び日間賀島	三河学区に属する高等学校
西尾市一色町佐久島	尾張学区に属する高等学校

別表II 全日制課程専門学科及び総合学科

		全 日 制 課 程 専 門 学 科 及 び 総 合 学 科 の 通 学 区 域		
地 域		県 内 全 域		
	学 科	高 等 学 校 名		
A グ ル ー プ	農 業	稻沢、半田農業、安城農林、新城有教館・作手校舎	(3校1校舎)	
	工 業	名古屋工科、春日井工科、一宮工科、一宮起工科、常滑、豊田工科、碧南工科、 豊橋工科、市立工芸	(9校)	
	商 業	愛知商業、一宮商業、津島北、半田商業、岡崎商業、豊橋商業、国府、 市立若宮商業	(8校)	
	家 庭	一宮、大府、岩津、安城、一色、豊丘、豊橋南	(7校)	
	福 祉	海翔、高浜、宝陵	(3校)	
	その他の 専門学科	旭丘(美術)、明和(音楽)、御津(国際教養)、宝陵(衛生看護)、 市立向陽(国際科学)、市立名東(国際英語)	(6校)	
B グ ル ー プ	総 合	緑丘、瀬戸北総合、豊田東、知立、蒲郡、市立西陵	(6校)	
	農 業	佐屋、猿投農林、渥美農業、田口	(4校)	
	工 業	愛知総合工科、瀬戸工科、小牧工科、愛西工科、半田工科、岡崎工科、 刈谷工科、豊川工科、市立工業	(9校)	
	商 業	中川商業、春日井商業、犬山、古知野、木曽川、東海商業、碧南、成章、 市立名古屋商業	(9校)	
	家 庭	瑞陵、古知野、佐屋、桃陵、松平、吉良、成章、市立桜台	(8校)	
	福 祉	古知野	(1校)	
その他の 専門学科	千種(国際教養)、尾北(国際教養)、桃陵(衛生看護)、三好(スポーツ科学)、 刈谷北(国際教養)、三谷水産(水産)、市立菊里(音楽)	(7校)		
	総 合	南陽、岩倉総合、杏和、知多翔洋、岡崎東、鶴城丘、豊橋西、新城有教館	(8校)	